改正後	改正前
（機構が取得した株式に対する独立行政法人会計基準の適用） **第九条の二**　機構法第十一条第一項第一号に規定する業務、同項第四号に規定する業務、同項第十九号に規定する業務及び同項第二十号に規定する業務のために取得した株式（当該株式の取得により、機構が当該株式を発行する会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものとして経済産業大臣が定めるものに限る。）については、独立行政法人会計基準に定める関係会社株式とみなして、同基準を適用する。 **第十条～第十二条**　［略］ （通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産の範囲） **第十三条**　［略］ 一・二　［略］ 三　機構法第十一条第一項第一号、第四号、第十九号及び第二十号により取得した株式 四　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（機構が取得した株式に対する独立行政法人会計基準の適用） **第九条の二**　機構法第十一条第一項第一号に規定する業務、同項第十九号に規定する業務及び同項第二十号に規定する業務（同項第四号に掲げる業務に附帯する業務に限る。）のために取得した株式（当該株式の取得により、機構が当該株式を発行する会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものとして経済産業大臣が定めるものに限る。）については、独立行政法人会計基準に定める関係会社株式とみなして、同基準を適用する。 **第十条～第十二条**　［略］ （通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産の範囲） **第十三条**　［略］ 一・二　［略］ 三　機構法第十一条第一項第一号、第十九号及び第二十号（同項第四号に掲げる業務に附帯する業務に限る。）により取得した株式 四　［略］

附　則

この省令は、令和二年六月十二日から施行する。

○経済産業省令第五十六号

強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十九号）の一部の施行に伴い、及び電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の規定に基づき、電気事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月十二日

経済産業大臣　梶山　弘志

電気事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　総則（第一条―第三条の四） 第二章　電気事業 第一節　［略］ 第二節　一般送配電事業 第一款　［略］ 第二款　業務（第十七条―第四十条の三） 第三節～第八節　［略］ 第三章～第六章　［略］ 附則　［略］	目次 第一章　総則（第一条―第三条の四） 第二章　電気事業 第一節　［略］ 第二節　一般送配電事業 第一款　［略］ 第二款　業務（第十七条―第四十条） 第三節～第八節　［略］ 第三章～第六章　［略］ 附則　［略］ ［新設］
（電気工作物の台帳の作成等） **第四十条の二**　法第二十六条の三第一項（法第二十七条の二十六第一項において準用する場合を含む。第四項及び次条第一項において同じ。）に規定する電気工作物の台帳は、帳簿及び図面をもって組成するものとする。 2　帳簿には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。 一　鉄塔、鉄柱、コンクリート柱、電線（配電設備を除く。）、ケーブル（引込線を除く。）、遮断器、開閉器（配電設備を除く。）、断路器、電力用蓄電器、主要変圧器、配電用変圧器、リアクター及び変圧器にあっては、その区分、名称、設置場所、設置の時期、耐用年数、設備仕様（電気方式、電圧、容量、電気の周波数、材質、規格その他の電気工作物に関する情報をいう。以下この号及び次号並びに第三項第一号において同じ。）、単位、管理等履歴（巡視、点検及び工事等に係る記録をいう。以下この号及び次号並びに第三項第一号において同じ。）及び処置必要度（工事等の優先度又は要否を判断するための基礎となる情報であって、管理等履歴を用いること及び必要に応じて設置場所の環境又は使用状況その他の電気工作物に係る情報を用いることにより得られるものをいう。）	